

令和元年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木) 13時28分から14時21分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (16名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	7番	森安 正	11番	山崎 彰	
委員	1番	水田 義郎	2番	平山 則雄	4番 森田 良彦
	6番	堤 昭雄	8番	宗石 和彦	9番 西村 広幸
	10番	西岡 久	12番	三木 克司	14番 鍵山 佳広
	15番	小松 和啓	16番	三谷 富重	17番 山内 茂
	18番	岡本 博臣			

4. 欠席委員 (3名)

3番 横山 実男 5番 岡田 修 13番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地主事	野島 和仁
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時28分) それでは、こんにちは。9月ですね、農業委員会の定例会を開催をしたい と思います。出席を予定をされてます方が全員出席をされましたので定刻より ちょっと早いですけども、今日の会を進めたいと思いますのでよろしくお願 いを致します。 9月に入ってからですね、若干涼しくなって秋らしくなったかなあというふ うな感じもなりましたけれども、あいにく台風の関係であろうかと思いま すが、非常に天候が不順ですね、晴れておったかと思うと急に雨が降ったり かということで、それぞれ皆さん方も大変ご苦勞をされゆうと思います。稲刈り
---	---	--

の時分になってですね、雨が多いと非常に困るわけですけど、そういうことで皆さんもご苦労されておると思います。また、野菜等につきましても全般的に品物が少ないとかいうふうなこともあろうかと思いますが、これから先の出荷予定に合わせまして、それぞれ皆さん、栽培のいろんな手抜かりの無いようにして頂いて出荷に努めて頂きたいというふうに思ってますのでよろしく願いをしたいと思います。

本日は議案書の中で訂正がありますので、また、その報告をさせて頂きたいと思います。本日の議事録の署名人は西村君と西岡さんをお願いをしたいと思いますのでよろしく願いを致します。

今日は欠席の届けがですね、岡田さん、横山さん、上島さんから出てきておりますのでご報告をしておきます。以上ですので、これから順次議案書に沿いまして会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。

事務局

すいません、それでは議案書の訂正をさせていただきます。議案書の7ページ、8ページ。利用権の設定のところなんですけども、別紙で2枚、7ページ、8ページをつけらせて頂いてますが、それと差し替えをお願いします。皆さん、ありましたでしょうか。変更になったのは利用権の加地子の金額の設定にちょっと誤りがあったため変更しました。

次に、15ページ、諮問第7号香美市農業振興地域整備計画の変更についての15ページの1番左端の整理番号3番、4番、5番が計画変更のため、今回取り下げとなりました。

議長

3, 4, 5。

事務局

はい、3、4、5が取り下げになりました。訂正については以上です。すいません、もう1件ありました。写真資料、資料1-1、譲渡人の[]さんの[]の字がですね、[]が正しいですので訂正をお願いします。以上です。

議長

訂正の報告がありましたので、続きまして議案に入っていきたいと思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、説明をお願い致します。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町北滝本字シヤカジロ102番2、地目は田、面積は459㎡、外4筆、計5筆で合計4,361㎡、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、譲受人の耕作面積は45,505.07㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化・労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当り約1,031,873円で総額4,500,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字坂本西ノ丸1048番1、地目は田、面積は360㎡、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、譲受人の耕作面積は5,139㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化・労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当り833,333円で総額300,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字新シ466番、地目は田、面積は300㎡、外5筆、計6筆で合計面積1,448㎡、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、譲受人の耕作面積は4,137㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3、10a当り約300,000円で総額406,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたが、これより質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんか。

■さんという人は■をしゅう人。

事務局 そうです。

議長 あの人か。

事務局 そうです。

議長 農業もしゅうのか。

事務局 してますね。大豊に

議長 ■って、何か字が違うきと思うて。こういう字を書いちゅう。

事務局 ちょっと何か。

議長 ふーん。
何かご質問ありませんか。はい。

委員(7番) ちょっと試めいてみようか。

議長 はい、マイクをどうぞ。

委員(7番) 資料2-1、■君の1048-1は細い倉庫、小屋が建ちゅうけん
ど、分筆しちゅうかね。

事務局 分筆してまして、先月、倉庫については非農地を証明しております。

議長 はい、いいですかね。

委員(7番) はい、大丈夫です。

議長 他に何かありませんか。

——質疑なし——

事務局 格段無いようですが、採決に入って構いませんかね。

——異議なし——

議長 それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成
の方の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号非農地証明願いにつきて説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町植字ツエ坂西平1228番2、地目は畑、面積は1,107㎡、利用状況は宅地、申請人、
、非農地化した理由は、昭和55年12月に家を建築し、現在に至っている。それまで申請地の隣接地(1228番イ)に家族が住んでいたが、父親が申請地に新たに家を建てた。当時この家の建築は農地転用の許可を得ていたと思うが、現在はそれを証明できる許可書が存在しない。また登記も「畑」のままであるため、改めて非農地証明願いの申請をすることになった。調査員は堤委員で資料は4です。
2番、申請地は香北町永野字木原大井ノ下1566番、地目は田、農振区分は農用地、面積は942㎡、外3筆、計4筆で合計3,260㎡、利用状況は山林、申請人、
、非農地化した理由は、20年以上前より、周囲も非農地化し、当該地も非農地化となった。雑種地については、30年以上前より、農機具等の倉庫として使用している。調査員は森安委員で資料は5です。
3番、申請地は香北町猪野々字松ノ本2345番、地目は田、農振区分は農用地、面積は558㎡、利用状況は山林、申請人、
、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので、昭和61年頃に杉を植林し、現在に至る。調査員は森安委員で資料は6です。以上です。

議長 はい、それでは調査員、堤さんから順番にお願いしたいと思います。

委員(5番) はい、資料4をご覧ください。ご覧のように、写真にあるように家と庭ということで、もう40年近く、この状態でありますので問題はないと思います。
以上です。

議長 はい。森安さん、2番と3番と続けてお願いします。

委員(7番) 資料と併せて5を説明して、後6を説明しますが、現地へ行きまして見ましたが、1566の上はもう山林でございます。それとこの矢印の①②の周辺は近々圃場整備をするようですが、道路を隔ててもおりますし、非農地化しても問題ないようでございます。

それから6-1さんの土地ですが、これは航空写真を見て現地へ行くほどのことじゃないということで、山林も中でございますので、ずっと前から山林でございますので問題ないということで認めました。以上です。

議長 はい、調査員から補足説明もありましたので、ありがとうございます。非農地証明願いにつきて皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。格段ありませんか。

——質疑なし——

議長 格段質問無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案2号非農地証明願いにつきて原案通り賛成の方の挙

手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ北855番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,914㎡、貸人、
借人、
、成立日、解約日、引渡日ともに令和元年7月31日、解約理由は借り手変更のためです。
2番、申請地は土佐山田町須江字米ケ内1005番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,736㎡、貸人、
借人、
、成立日、解約日、引渡日ともに令和元年8月7日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第3号につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございませんか。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですが、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届出での報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請地は土佐山田町楠目字大河内939番3、地目は畑、面積は178㎡、外2筆、計3筆で合計281㎡、申請者、
、
、転用目的は公衆用道路、資料は7で調査員は事務局の公文です。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。
場所的には農協の出荷場の裏やと思いますけど、今までこれは市道でも何でもないかよ、私道かよ。はい、どうぞ。

委員（9番） これは所有権が変わったりして香美市へ寄付をすとか、市道になるとかいうわけじゃないがです。どうながです。

議 長 私道か市道か。

事 務 局 市道に寄付すとかは聞いてません。はい。たぶん整理をされているんだと思います。

委員（9番） 個人の整理を。

事 務 局 はい。

議 長 説明はわかるけどよ、これ個人が権利を主張したらよね、他の者が通れんな

るね。

事務局 公衆用道路って書きちゅうで。

議長 公衆用でもよ、個人の物やお。

委員（9番） 登記簿はよね。登記簿は個人の名義やけんど、その整理しゅうということはよ、これを香美市の公衆用道路へ寄付するとかという。

議長 それはないということやけれどもよ。仮に個人が主張したら通れんなるでね。

委員（9番） まあ、何十年も前に団地化した時ですわね、道路は個人の名義において、あと宅地の方は分譲したというがやったらわかりますけど、それが元々残っちゃって今整理をするとか、新たに香美市へ道路は市道として寄付するとかいうがやったら。

議長 わかるけんど、けんど、建築許可がこの状況でこの以前は私の道よね、個人の道よね、奥へ他人が家を建てる時に建設課はどうなるがや、これで建ちますか。

事務局 たぶん、一体の土地へ開発のために入れちゅう道路と思います。それでおそらく市道として受け入れるとなったら現状では袋小路なんでたぶん寄付受けないと思うんですよ。抜けるような状態になったら。

委員（9番） 香美市の方も寄付をもらうと。

事務局 結局、袋小路の道路を市がもらっても。

議長 けど、これで建築許可が下りる、こういう状況で家を建てた時に。

事務局 たぶん一体の中に開発道として入れて、それで開発許可が下りて、家を建てちゅうと思う。

議長 そうか、ほんなら、あくまでもこれは私道でそのままみんなが使うと、使えることにしちよかんとよね、仮に何かあってよね、この道俺んくのじゃと言いだしてよ、通らさんて言いだしたら、それも権利が主張できやあせんかよ。そこようわからんけど。

委員（9番） 昔は団地が10筆あったらですわね、家が10筆あったら10人の。

議長 共有。

委員（9番） 共有の土地とかに昔はようしよったところがありますわね。
それとか道路を何筆も分けて登記をするとか、1人の主張が通らんようにとか、色々やり方はありますけど、こんなに個人で残りゅうっていうのはなかなか。

議長 これはあくまでも今度、公衆用道路ということで農業委員会へ許可したらよね、あくまでも道路やき、仮にここへ建物が建つやいうことは将来的にはないわけよね。個人の持ち物であって道路やけんど自分の権利があればよ、ここへちょっとした車庫を建てたいとか言うた時にはどうなるろう。それはできんということならかまんけんどよ。

委員（9番） 通行止めにする言うたら。
前繁藤で穴内のダムへ上がるところで道路へ黄色のペンキで「ここは俺んく
じゃ、ここは通行止め」って言うて。

議 長 それは岩村でもありましたよ。

委員（8番） ここの■■■さんが自分の土地を売った時に、家の中を通れんなる。

事務局 それは今の状況でも同じですよ。

議 長 今の状態でもありよ。けど、これをこういうふうに測量してちゃんとしちよっ
てよ。やった場合にはよ、今やったらある程度のっそになっちょらあね。けん
ど、こうやってかっちりしたらよ、どうなるろうと思うけど。

事務局 名義をどうされるか、ちょっと確認してないですけど、公衆用道路に地目をす
るといのは。

議 長 あくまでも公衆用道路ということであるのでそれは個人がそこを売買すると
か、それから建物用の住宅用の土地にして売るじゃいう事はできんてことよね。
公衆用道路ということ。

事務局 そうですね。出来んと思いますし、元々の開発した時にその宅地への道路とし
て、それでみなさん土地を買われちゅうと思うので、それは出来んと思いま
す。

議 長 その時にしちよかなあいかんがよな。家建った時にそういうふうに測量して
たぶん家を個人個人にこっからここまでが境で言うて、1人ずつに売っちょっ
たらよ、道は道でしちよかなあいかんね、その時に。今になって出てくるっの
はおかしい。

委員（9番） 僕らの今、西からこう来て、狭いけんど、こんまい橋渡って農地の方へ抜けた
りもしゅうからね。昔から、もう公衆用道路と思うちよったき。

議 長 私らあ、あそこ道路やと思うちよったき。

事務局 それとこの東の角っこって農協の倉庫のところですよ。

委員（9番） 今度この道路がずーとあけぼの街道へ抜ける計画、わからんけど、その関係で
整理をしゅう可能性もありますわね。今、あけぼの街道がこの西まできちゅうで
すから。

議 長 あれを東へ行く計画はもうないろう。

委員（9番） 僕が百姓する前は。

議 長 あったけんど。

委員（9番） あそこはもうないやろう。

議 長 あそこないやろう。北へ行つて。

委員（9番） ローソンのところへ出る計画の測量は前しましたけどね。

議 長 元測量士や。ほんで知っちゅうがよ。

委員（9番） ここまでは出来たけど、西もずっとしたけどよ。

議 長 今回のところ、中学校の方へ突き当たって左へ曲がってよね、かがみの育成園の下を土生川を北へ行く。けど、西側をあけぼの街道から北へ抜ける道、それは計画があつてよね、まだ進みゆうけど、入り口は家立ち退きがあつちゅうけどよ、あれをちょっと行きよつたら川がある北側にはまだ頓挫しちよらあね。

委員（9番） この第4条で出てますわね。この申請は。4条に出す前によね、市へ寄付するやったら、名義変更、寄付する言うてやってもらうたら登記簿、香美市の方がしてくれるけどよ、寄付したら。これ4条が。

議 長 4条申請ってことか。

事務局 寄付するにあたって登記が田のままでは、先には公衆用道路に変更して寄付するというような流れになってます。

委員（9番） そんなめんどいことするより、そうか農地やき、登記は畑か。

事務局 非農地でもいけますけど、非農地はお金もかかるので、こちらの方が処理も早いので。

委員（9番） それやったら畑という地目が残るき。4条じゃないといかんか。もし香美市に寄付するがやったら、香美市に全部登記してもらったらしよいけど。

議 長 けど、寄付という事は全然まだ、そういう話ではないんやね。

委員（9番） 建設課と。自分らも寄付した何があるき。

議 長 他に何かご質問ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようでしたら、この件についてもですね、報告案件ですので報告のみということにさせて頂きたいと思います。
続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は賃貸借権、申請地は土佐山田町字新町丸471番9、地目は田、面積は371㎡、貸人、
、借人、
、一時転用の目的は資材置場、資料は8で調査員は事務局公文です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町3丁目107番1、地目は畑、面積は66㎡、譲渡人、
、譲受人、
、転用目的は木造鋼板葺 2階建て住宅1棟、資料は9で調査員は事務局公文です。以上です。

続けて補足説明を致します。写真資料の8-2、申請番号1の一時転用の補足説明を行います。下の2番の写真を見て頂いたらわかりやすいかもしれませんが、公共下水道の污水管を埋設する工事を行うために今回、この黄色の四角で囲んである場所を一時的に借りるということで、工事の場所はですね、この2番の写真のパイロンの下と言いますか、コンクリートとの畦の間にちょっと隙間が空いてますけど、ここへ管を通すっていうことになってます。ここは市が分筆して購入しております。ここを工事するためにこちらを借りると。期間については8月の19日から11月の30日となっております。以上です。

議長 有り難うございました。この下水はよ、駅の西側の新しゅう道が出来ゆうあそこの下水、あれとは違う。全然、別途。

事務局 ちょっと西になりますね。

議長 はいはい、わかりました。公共下水道の下水管を埋設するための工事をするために一時転用するということです。今まで山田ではあまり一時転用、こういう工事の時にもですね、一時転用が申請せずにそのままやっておりましたけれども、業者の人がですね、建設課を通じてですね、土地を一時転用する場合には一時転用願いを農業委員会へ出して下さいというふうなお願いをしてありましたので、そういうことで出てきたと思います。今後もこういうのが出てくるかもわかりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

2番については住宅、市街化区域の中で家を建てられるということであるので、今まで畑ということが残っておった土地、そして宅地を一体化してですね、家を建てられるということの転用であろうと思いますので問題ないと思います。

皆さん方何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、議案5号農地法第5条の規定による届出の報告につきましては報告のみとさせて頂きたいと思います。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。説明をお願いします。

事務局 議案第6号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をさせて頂きます。

議案書の方は6ページになります。初めに農地流動化事業の売買についての説明です。

1番、権利の設定は所有権移転売買、譲渡人は[]さんで、譲受人は高知県農業公社になります。土佐山田町京田の田、面積14,269㎡、売買価格は総額で14,000,000円。公社が購入後、[]さんが契約することになっています。

続いて2番、権利の設定は、所有権移転売買、譲渡人は高知県農業公社、譲受人は[]の[]さんで、ニラを栽培します。申請地は、香北町永野の田、2筆で、面積は合計で2,075㎡、売買価格は703,500円です。

続けて7ページに移ります。貸借による利用権設定について説明させて頂きます。

まず1番から4番までは農業公社による中間管理権の貸借事業になります。

1番、[]さんから土佐山田町の農地3筆、合計11,357㎡を借り受け、このあと、[]の[]さんに貸し付けることになっています。

2番、3番、4番は、香北町西川の農地を、それぞれ[]さん、[]さん、[]さんから借り受けたあと、[]の[]さんに貸し付ける予定です。

次に9ページまで飛びますね。

5番は、新規設定で、土佐山田町東白井の農地5筆を、[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は1年となっております。

6番は、再設定になります。香北町猪野々の農地17筆を、[]の[]さんが借り受け、水稻、野菜、柚子を栽培します。使用貸借権で期間は10年となります。

続いて11ページになります。

7番は、新規設定で、物部町仙頭の農地9筆を、[]の[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は15年です。

最後に12ページになります。

8番、新規設定で、7番と同じく仙頭の農地15筆を、[]の[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は同じく15年となります。以上です。

議 長 説明が終わりましたが、3番の案件で[]さんが、委員が関係をしていますのでちょっと退席をして頂いてですね、3番のみを先に審議したいと思いますのでよろしくお願いをします。

——[]委員退席——

議 長 それでは説明がありました、[]さんの土地をですね、県の公社が借り受けるということになっておりますが、この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

——質 疑 な し——

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、3番の案件について賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長 全員賛成です。ありがとうございました。

——[]委員着席——

議 長 それでは全ての案件につきまして質疑を行いたいと思います。皆さん方から何かご質問はありませんかね。

——質 疑 な し——

議 長 今回、[]さんという人が、結構何筆か、何件か借り入れるという案件がきておりますけど、柚子を作られる。共同で作っておったのを今度[]さんがひとりで作られるということで[]さんの名前にしていくっていうふうになるかも分かりませんが、今までずっと作っておったということで、格段周辺で問題が発生したという事はないですね。

事 務 局 []さん、新規就農で県外から来られた方で、現在[]の[]さんのところで研修されてまして、この9月いっぱい研修が終了します。それから、自己の就農ということで農地を探してました。

議 長 そういうふうですね、上手いこと引継ぎが出来ると非常にいいと思います。

これから先もですね、頑張ってやっていただかなあいかんと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければですね、採決に入っていきたいと思ひますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

事務局 それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画について諮問であります、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第7号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問であります、説明をお願いします。

事務局 議案第7号農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。
議案の方は13ページになります。まず編入から説明致します。
1番から5番まで香北町根須の農地です。資料の方の20から24までをご覧下さい。1番航空写真を見て頂いたら分かりやすいかと思ひます。隣接した農地6筆を編入して欲しいということで5件の5人の方から申請が提出されているものです。編入条件の該当条項は農振法の第10条第3項第2号となります。この第2号を読み上げさせていただきます。
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準じる事業で、農業用排水施設の新設、または変更、区画整備、農用地の造成、その他の農林水産省令で定めるものの施行にかかる区域内にある土地とあり、これに該当するものと思われまふ。
次に軽微な変更について説明させていただきます。
1番、土佐山田町佐野の農地です。資料は25になります。現在、農業用機械、農業用資材等を自宅近くの古いビニールハウスに保管し、農業用自動車は自宅前の空き地を借りて駐車しておりました。ビニールハウスも古く、管理が大変な上に無用心なため農業用倉庫を建築し、農業用機械や資材、軽トラ等を保管したい希望です。823㎡の内192.56㎡を軽微な変更として申請するものです。
次に除外申請になります。ページ数が15ページ。はい、除外で15ページから説明させていただきます。
1番、土佐山田町松本の農地で資料は26になります。■■■■■を設置するもので、非農地であつて、隣接地の同意も得ており、排水に関する同意書も提出されています。
次に2番 土佐山田町神通寺の農地で、資料は27になります。昭和40年頃土地を売買した際に住宅を建設。現在に至つてゐるということで、今回、除外申請が提出されました。
当初に説明しました3番 4番 5番は、■■■■■の駐車場とその駐車場への進入路としての道路にするための除外申請が出ておりましたが、計画内容に変更が生じるということで、今回取り下げになりましたので、説明はとばさせていただきます。
続いて6番になります。土佐山田町船谷の農地で、資料は31になります。昭和9年頃から宅地として利用され、現在に至つており、非農地でありまして、登記簿の方も宅地になっております。

次に16ページになります。7番 香北町葦生野の農地で、資料は32になります。現在、一部を家庭菜園として利用していますが、自己住宅を建築する計画があり、資料32-3のとおり、1筆すべての除外申請が出ております。

次に8番と9番ですが、隣接した2筆を太陽光発電に利用する計画で、資料の方は33と34になります。2筆とも、「今後、耕作や除草等の維持管理を行うことが困難であり、太陽光発電所を建設することによって除草への管理の心配が解消されること、災害の際にも太陽光発電により災害インフラとして地域への電力供給が期待できる」といった理由で、今回除外申請されたものです。申請された■■■さんと■■■さんはお互いに同意書を提出されております。また■■■さんの農地の隣接者のうち、16-3の地番の所有者からの同意は得ております。ただし18-1と19-1、16-2、778の地番の方の同意は得られておりません。申請者それぞれから被害防除計画書は提出されております。18-3の北側の隣接地は、ぐるりと墓地となっておりますので、こちらは同意は必要ないということです。

10番も、太陽光発電の設置の案件です。美良布の農地で、資料は35になります。8番、9番と同じ「維持管理が困難なこと、それから太陽光発電による電力供給に期待するもの」といった理由で、今回除外申請を提出したものです。隣接のうち所有者からは504-1、478、483-2と483-1の地番の所有者さんからは同意書はもらえておりますが、482-1に関しては、所有者宅を何度も訪ねたけれどもいつ行っても留守で、同意書をもらえなかったこと、理由書と誓約書、それと被害防除計画書が提出されております。

次に11番になります。五百蔵の農地で、資料は36になります。平成5年から駐車場として利用しており、今後も駐車場として使用するということです。非農地です。

12番は、香北町永野の農地で、資料は37になります。

本申請地周辺を大元寺が購入し、墓地経営を計画しているということで、前期も委員、推進員をやってくださった方には記憶にあるかと思えます。平成30年9月の定例会にも議案としてあげられておりましたが、その際には土地利用計画図とか測量図面等も添付されておらず、香美市の環境上下水道課との墓地設置協議も全くされていなかったために、却下となっていた案件です。30年の9月の申請時には12筆をまとめて周辺の計画をとということでしたが、今回951番2の、この1筆のみ、申請書が出されました。今回提出された事業計画書には、「墓地埋葬法申請済」という記載もされておりました。あと隣接する948-1には、同意書もいただいており、他の農地、949と950につきましては、申請している本人さんの所有する農地で問題はありませぬ。

次に13番になります。物部町久保安野尾の農地で、資料は38になります。携帯電話基地局設置で、隣接農地のうち、1筆は同意書が提出されておりますが、残りの3筆、2名の所有者に関しては、現在亡くなられていて後継者が不明であるという理由で、同意書が取られておりませぬ。携帯基地局ですので、それほど問題ではないかなというところもあります。

14番も物部町舞川に携帯電話の基地局を設置するというので、資料は39になります。

隣接地は申請人の父親と祖父の所有する農地、それから公衆用道路になります。また、個人の所有する東側と南側にある2筆については、同意書が提出されております。

次に15番、同じく携帯電話の基地局設置で、物部町仙頭、通称浦山というところになります。資料は40をご覧ください。

隣接地については、南北と西側の農地については申請人、本人の所有です。東側については、所有者が亡くなっているため相続管理をしているお孫さんの同意を得ております。

次に16番、同じく携帯電話の基地局設置で、資料は41になります。

周囲は全て申請人の所有する農地と宅地となっておりますので、同意書の必

議

長

要はありません。簡単ですが、以上です。

以上、説明が終わりましたので、議案第7号につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、数も結構多いわけですので、何か1点でもご質問いただければありがたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

太陽光についてはですね、隣地から承諾をして頂けてないという事について、それに代わる防除計画等が出されてますので、誓約書もついちゅうということらしいです。建物が建つわけではありませんので、影になるとか、反射の光が入るとか、そういう問題は角度が10度か15度位ですので、そういう問題は発生せんと思います。他の地域でもこの問題たくさん出てくるわけですけど、県で審議する時に防除計画が出てき、そして太陽光のパネルがですね、そんなに背が高こうないというふうなことで被害防除計画でですね、済ますというふうなことがあろうかと思えます。ただ大々的にやるところについては赤線の変更、青線の変更までしてやるとこもありますけれども、そういうところについては、それぞれ担当の市町村がですね、その許可を出してつけ返すというふうな申請が出てきてますので、そういうことでいけると思いますが、今回そういうところはないと思えますので、格段問題はないかと思えますが、皆さん方から何かご質問あれば受けたいと思えますけど何かありませんかね。格段ありませんか

—— 質 疑 な し ——

議

長

格段無いようですので、採決に入って生きたいと思えますけど、構いませんかね。

—— 異 議 な し ——

議

長

それでは議案第7号香美市農業振興整備計画の変更についての諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議

長

はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。

議案書にはですね、第8号にその他の件が出ておりますけれども、格段ありませんので引き続いてですね、農地利用最適化推進委員の皆さんとですね、意見交換会ということになるかと思えますが、5分程度休憩をしてこの会に入りたいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

閉会 (14時21分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心 一

署

名

人

西 岡 久

署

名

人

西 村 茂 幸